

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月10日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社ネクストジェン
【英訳名】	Nextgen, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大西 新二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	(03) 3234 - 6855
【事務連絡者氏名】	管理本部長 景山 薫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	(03) 3234 - 6855
【事務連絡者氏名】	管理本部長 景山 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期累計(会計) 期間	第11期 第1四半期累計(会計) 期間	第10期
会計期間	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年12月31日
売上高(千円)	724,820	478,037	1,933,254
経常利益又は経常損失() (千円)	54,778	4,123	9,536
四半期純利益 又は四半期(当期)純損失() (千円)	83,386	829	43,070
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	402,068	488,395	487,870
発行済株式総数(株)	16,728	19,361	19,331
純資産額(千円)	675,237	889,038	887,158
総資産額(千円)	1,428,642	1,555,607	1,415,240
1株当たり純資産額(円)	40,365.73	45,919.01	45,893.06
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	4,984.85	42.88	2,546.32
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	42.13	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	47.3	57.2	62.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	161,864	15,737	182,259
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	83,526	73,467	285,320
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	189	65,248	406,604
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	212,142	443,509	436,117
従業員数(人)	70	70	69

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき会社がないため記載しておりません。

4. 第10期第1四半期累計(会計)期間及び第10期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	70 (6)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員及び嘱託社員)は、()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、ソフトウェアの開発・販売を主たる事業としており、生産という概念は薄く、かつ受注形態が多岐にわたり生産実績の把握が困難であるため、生産実績の記載を省略しております。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分の名称	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)			
	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
NGNソリューション事業	315,618	281.7	240,551	439.7
NGNサービス事業	337,185	144.8	306,707	160.6
合計	652,803	189.3	547,258	222.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分の名称	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
NGNソリューション事業(千円)	271,631	52.4
NGNサービス事業(千円)	206,405	99.8
合計(千円)	478,037	66.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	100	0.0	175,805	36.8
日商エレクトロニクス株式会社	74,486	10.3	120,713	25.3
株式会社エヌ・ティ・ティ エム イー	528,355	72.9	34,212	7.2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成23年12月期第1四半期会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）における当社の財政状態及び経営成績は、以下の通りです。

（1）業績の状況

当社の主要事業である通信サービス分野においては、移動体通信分野において、NTTドコモによる新たな通信規格「LTE(Long Term Evolution)」サービスが東名阪地域でスタートする一方、各社からスマートフォンやタブレット端末の新機種が相次いで販売開始され、音楽、映像、電子書籍等のアプリケーションサービスも拡大する等、高速大容量通信によるサービス競争の激化が引き続き進展しています。

固定通信分野においては、固定電話から光アクセスサービスへの移行が拡大しています。昨年11月にはNTT東西から「PSTN^{(*)1}のマイグレーション^{(*)2}に関する概括的展望について」として、平成32年頃から順次、PSTN(コアネットワーク)からIPネットワークへの切替を行うことが公表されました。今後、関係する他の通信事業者との接続や代替サービスに関する検討が行われる予定であり、ブロードバンド上でのIPサービス普及に向けた動きが加速する見通しです。

企業・法人向け市場では、ICTの運用に係る管理費用の削減を企図する企業ユーザーを中心に、ソフトウェアやハードウェアを所有せず、インターネットを通じてサービスとして利用する「クラウドコンピューティング」への関心が高まっています。

また、3月に発生した東日本大震災の際は、輻輳により通話が困難になる等、緊急時における既存電話サービスの限界が指摘された反面、インターネットを介したVoIPやソーシャルネットワークサービスが連絡手段として活用されたことから、IPネットワークの可能性が改めて評価されることとなりました。

(*1) PSTN (Public Switched Telephone Networks)

公衆交換電話網、一般の加入電話回線ネットワークを指す。

(*2) マイグレーション (Migration)

システムを新しいプラットフォームへ移行すること。

当社におきましては、こうした事業環境のもと、SIP/VoIP技術を核とした競争力強化に向け、下記のような取り組みを実施してまいりました。

・通信事業者向けSIP監視・異常検知ソリューションの営業強化

通信事業者のVoIP関連システムの稼働状況や音声品質の監視を行い、異常を検知・通報するシステムについて、大手通信事業者への導入が完了いたしました。同システムは通信事業者のみならず一般企業においても活用可能であることから、さらなる販売拡大をめざし、体制の強化を図りました。

・海外市場向け営業の強化

アジア地域において、NGN(次世代通信網)における標準規格IMS (IP Multimedia Subsystem) のコア機能を提供する「NXI」を始めとした通信事業者向けサーバー製品の販売拡大を図るため、積極的な営業活動を展開いたしました。また、北米市場での日系企業によるVoIPサービス提供開始に伴い、呼処理全般に関してのセキュリティコンサルティングを受注する等、国内におけるSIP/VoIPソリューションの実績に基づく海外展開を進めています。

・スマートフォン等を活用したクラウド型コミュニケーションサービス開発

法人顧客のスマートフォン、タブレット端末を活用した音声ソリューションに対する引き合いが増加していることから、企業内コミュニケーションのプラットフォームを提供するクラウド型サービスの開発強化を行いました。

本サービスについては、東日本大震災の復興支援策の一環として、被災地域の事業所との遠隔地コミュニケーションや、震災に伴う交通規制や計画停電により在宅勤務を必要とする企業・団体様を対象に、一定期間無償で提供することを公表しております。

これらの結果、当第1四半期会計期間における当社の業績につきましては、売上高 478,037千円（前年同期比 34.0%の減少）、営業利益 6,713千円（前年同期は 54,256千円の営業損失）、経常利益 4,123千円（前年同期は 54,778千円の経常損失）となりました。また、当第1四半期会計期間において資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 2,827千円を特別損失として計上したこと等により、四半期純利益は 829千円（前年同期は 83,386千円の四半期純損失）となりました。

事業区分ごとの業績は、次のとおりです。

NGNソリューション事業

NGNソリューション事業の売上高は、271,631千円（前年同期比 47.6%の減少）となりました。これは主に、通信事業者への相互接続サーバー「NX-B5000」、SIP異常検知・監視サーバー「NX-C6000」等の自社ライセンス販売や、ネットワーク監視システムの受託開発が好調であった一方で、前年同期において通信事業者向け大型案件に係る他社ライセンス販売の売上貢献が大きかったことの反動により、他社ライセンス販売が大きく減少したこと等によるものです。

NGNサービス事業

NGNサービス事業の売上高は、206,405千円（前年同期比 0.2%の減少）となりました。これは主に、前掲の通信事業者向け大型案件が完了し保守サービスが開始されたことに伴い、保守サポートが増収となったのに加え、通信事業者向けのセキュリティコンサルティングサービスも好調に推移した一方で、前年同期において通信事業者向け大型案件に係る技術支援の売上貢献が大きかったことの反動により、エンジニアリングサービスが減少したこと等によるものです。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、1,555,607千円（前事業年度末比 140,367千円の増加）となりました。その内訳は次のとおりです。

資産

流動資産は、976,137千円（前事業年度末比 111,694千円の増加）となりました。これは主に、原材料が 61,312千円増加し 77,980千円となったこと、売掛金が 37,654千円増加し 397,902千円となったこと等によるものです。

固定資産は、579,469千円（前事業年度末比 28,672千円の増加）となりました。これは主に、自社製ソフトウェアが増加したことにより無形固定資産が 24,624千円増加し 454,277千円となったこと等によるものです。

負債

流動負債は 554,280千円（前事業年度末比 28,124千円の増加）となりました。これは主に、買掛金が 70,820千円増加し 134,788千円となったこと、1年内返済予定の長期借入金が増加し 47,300千円となったこと、未払金が 17,831千円増加し 35,413千円となったこと等の一方で、短期借入金が 85,000千円減少し 281,400千円となったこと、前受金が 17,620千円減少し 33,752千円となったこと等によるものです。

固定負債は 112,288千円（前事業年度末比 110,363千円の増加）となりました。これは主に、長期借入金が 102,700千円増加したこと、資産除去債務 7,653千円を計上したこと等によるものです。

これらの結果、負債の総額は 666,569千円（前事業年度末比 138,487千円の増加）となりました。

純資産

純資産は、889,038千円（前事業年度末比 1,879千円の増加）となりました。これは、当第1四半期会計期間に四半期純利益 829千円を計上したことに加え、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ 525千円ずつ増加し、資本金は 488,395千円、資本剰余金は 438,395千円となったことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して 7,392千円(1.7%)増加し、443,509千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な増減要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、15,737千円の収入（前年同期は 161,864千円の収入）となりました。これは主に、税引前四半期純利益 1,287千円を計上した他、仕入債務の増加 70,820千円、減価償却費 63,031千円等の増加要因があったのに対し、たな卸資産の増加 62,011千円、売上債権の増加 37,654千円、前受金の減少

17,620千円等の減少要因があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、73,467千円の支出(前年同期は83,526千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出67,646千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、65,248千円の収入(前年同期は189千円の支出)となりました。これは主に、長期借入の純増額150,000千円、株式の発行による収入448千円の増加要因があったのに対し、短期借入金の純減額85,000千円等の減少要因があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発費の総額は、685千円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000
計	60,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,361	19,361	大阪証券取引所 JASDAQ(グロース)	当社は単元株制度 を採用しておりま せん。
計	19,361	19,361	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使によ
り発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回 平成14年9月12日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年9月27日から 平成24年9月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1.	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成16年12月1日付の株式分割(1:5)により各数値の調整を行っております。

2. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会の決議により認めた場合については、この限りではない。
新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、これを行使することはできない。
新株予約権者が、権利行使期間の初日到来後に死亡した場合は、新株予約権者の相続人の内、新株予約権者の配偶者及び子に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の配偶者及び子以外の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
このほかの条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
本件新株予約権については、譲渡、質入その他の処分は認めない。ただし当社取締役会の承認がある時はこの限りではない。
4. 新株予約権の個数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

第3回 平成15年12月10日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.	140
新株予約権の行使時の払込金額(円)	160,000
新株予約権の行使期間	平成17年12月11日から 平成25年12月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1.	発行価格 32,000 資本組入額 16,000
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成16年12月1日付の株式分割(1:5)により各数値の調整を行っております。

2. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、定められた消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。
各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
3. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
4. 新株予約権の個数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

第4回 平成17年2月25日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	73
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	平成17年2月28日から 平成27年2月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注)1.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、定められた消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。
- 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
2. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
3. 新株予約権の個数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

第5回 平成18年4月27日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	166
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	166
新株予約権の行使時の払込金額(円)	98,000
新株予約権の行使期間	平成18年4月28日から 平成28年4月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 98,000 資本組入額 49,000
新株予約権の行使の条件	(注)1.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、定められた消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。
各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
2. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
3. 新株予約権の個数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日 (注)	30	19,361	525	488,395	525	438,395

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,331	19,331	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	19,331	-	-
総株主の議決権	-	19,331	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月
最高（円）	189,000	116,500	97,000
最低（円）	107,000	85,000	47,300

（注） 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ（グロース）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	443,509	436,117
売掛金	397,902	360,247
仕掛品	6,163	5,463
原材料	77,980	16,667
前払費用	18,480	13,722
繰延税金資産	26,448	26,448
その他	5,653	5,777
流動資産合計	976,137	864,443
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,292	12,985
減価償却累計額	7,856	4,820
建物(純額)	12,435	8,164
工具、器具及び備品	198,024	192,859
減価償却累計額	145,709	140,312
工具、器具及び備品(純額)	52,315	52,547
有形固定資産合計	64,750	60,712
無形固定資産		
ソフトウェア	393,158	400,298
ソフトウェア仮勘定	61,119	29,354
無形固定資産合計	454,277	429,653
投資その他の資産		
投資有価証券	20,849	20,849
差入保証金	39,581	39,581
その他	10	-
投資その他の資産合計	60,441	60,431
固定資産合計	579,469	550,796
資産合計	1,555,607	1,415,240

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	134,788	63,967
短期借入金	281,400	366,400
1年内返済予定の長期借入金	47,300	-
リース債務	825	814
未払金	35,413	17,582
未払費用	6,970	10,544
未払法人税等	1,372	3,371
未払消費税等	5,172	5,688
前受金	33,752	51,372
預り金	4,708	3,837
賞与引当金	2,278	2,278
製品保証引当金	300	300
流動負債合計	554,280	526,156
固定負債		
長期借入金	102,700	-
リース債務	1,714	1,925
繰延税金負債	220	-
資産除去債務	7,653	-
固定負債合計	112,288	1,925
負債合計	666,569	528,081
純資産の部		
株主資本		
資本金	488,395	487,870
資本剰余金	438,395	437,870
利益剰余金	37,752	38,582
株主資本合計	889,038	887,158
純資産合計	889,038	887,158
負債純資産合計	1,555,607	1,415,240

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	724,820	478,037
売上原価	654,654	325,861
売上総利益	70,165	152,176
販売費及び一般管理費	124,421	145,463
営業利益又は営業損失()	54,256	6,713
営業外収益		
受取利息	42	32
為替差益	194	-
営業外収益合計	237	32
営業外費用		
支払利息	760	1,835
為替差損	-	784
株式交付費	-	2
営業外費用合計	760	2,622
経常利益又は経常損失()	54,778	4,123
特別利益		
製品保証引当金戻入額	487	-
固定資産売却益	348	-
特別利益合計	835	-
特別損失		
固定資産除却損	-	8
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,827
投資有価証券評価損	29,166	-
特別損失合計	29,166	2,835
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	83,109	1,287
法人税、住民税及び事業税	277	237
法人税等調整額	-	220
法人税等合計	277	458
四半期純利益又は四半期純損失()	83,386	829

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	83,109	1,287
減価償却費	50,394	63,031
賞与引当金の増減額(は減少)	3,000	-
製品保証引当金の増減額(は減少)	500	-
投資有価証券評価損益(は益)	29,166	-
受取利息及び受取配当金	42	32
支払利息	760	1,835
固定資産除却損	-	8
固定資産売却損益(は益)	348	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,827
売上債権の増減額(は増加)	54,299	37,654
たな卸資産の増減額(は増加)	12,660	62,011
未払又は未収消費税等の増減額	18,500	515
仕入債務の増減額(は減少)	265,007	70,820
未払金の増減額(は減少)	20,270	4,943
前受金の増減額(は減少)	6,567	17,620
その他	8,046	8,186
小計	163,303	18,732
利息及び配当金の受取額	42	32
利息の支払額	911	1,942
法人税等の支払額	569	1,085
営業活動によるキャッシュ・フロー	161,864	15,737
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,166	5,811
無形固定資産の取得による支出	79,360	67,646
その他	-	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	83,526	73,467
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	85,000
長期借入れによる収入	-	150,000
リース債務の返済による支出	189	199
株式の発行による収入	-	448
財務活動によるキャッシュ・フロー	189	65,248
現金及び現金同等物に係る換算差額	136	126
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	78,284	7,392
現金及び現金同等物の期首残高	133,858	436,117
現金及び現金同等物の四半期末残高	212,142	443,509

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益は、それぞれ231千円減少し、税引前四半期純利益は、3,058千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、7,622千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している場合に、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、かつ一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p> <p>ただし、前事業年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じ、又は、一時差異等の発生状況について著しい変化が認められた場合には、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(千円)	(千円)
給与 37,179	給与 38,429
販売支援労務費 33,792	販売支援労務費 54,013
研究開発費 4,120	研究開発費 685
減価償却費 4,188	減価償却費 3,299

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定 212,142	現金及び預金勘定 443,509
現金及び現金同等物 212,142	現金及び現金同等物 443,509

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,361株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の四半期会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 - 千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(金融商品関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 1年内返済予定の長期借入金	47,300	47,300	-
(2) 長期借入金	102,700	102,700	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)

時価のある有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(注)当第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当第1四半期会計期間の期首における残高と比較しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)

当社は、通信技術に関するソリューション提供を事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 45,919.01円	1株当たり純資産額 45,893.06円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	889,038	887,158
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
普通株式に係る純資産額(千円)	889,038	887,158
普通株式の発行済株式数(株)	19,361	19,331
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	19,361	19,331

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 () 4,984.85円	1株当たり四半期純利益金額 42.88円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 42.13円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	83,386	829
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(千円)	83,386	829
期中平均株式数(株)	16,728	19,339
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	346
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月10日

株式会社ネクストジェン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 潮来 克士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 毅章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクストジェンの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月10日

株式会社ネクストジェン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 潮来 克士 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 毅章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクストジェンの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。